

## 共生型地域づくりの推進に関する協定書

江別市(以下「甲」という。)と北海道(以下「乙」という。)及びつしま医療福祉グループ(以下「丙」という。)は、子どもや若者、障がいのある方、高齢者、インバウンドなど多様な主体が交流し、住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、令和3年4月から江別市大麻で展開する「生涯活躍のまち」を共生型地域づくりの全道モデルとして、そのノウハウや仕組み、成果を道内各地域が享受できるよう、相互に連携・協力して様々な施策や事業等に協働で取り組むこととし、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (協働事項)

第1条 甲、乙及び丙は、次の各号に掲げる事項について、相互に情報・意見等を交換するとともに、施策や事業等の実施に際しては、各々の持てる能力を十分に発揮しながら、適切な役割分担の下、協働で取り組むものとする。

- (1) 地域共生社会づくりに関すること
- (2) 高齢者・障がい者の活躍と福祉に関すること
- (3) 地域の活性化に関すること
- (4) 本条に掲げる事項(施策や事業の実施)で得られたノウハウや知見等を本道の保健医療福祉の発展に寄与させること
- (5) 本条第1号から第4号に掲げるほか、甲、乙及び丙の協議により、その協働による取組が必要と認められたもの

### (期間)

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙の各者から特段の申し出がなければこれを1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

### (守秘義務)

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく様々な活動において知り得た相手方二者の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず第三者に開示・漏えいしてはならないものとする。ただし、甲、乙及び丙の協議により承諾を得た場合にはこの限りでない。

### (その他)

第4条 本協定に定めるもののほか、第1条各号に掲げる事項の具体的内容その他必要な事項については、甲、乙及び丙が協議してこれを決定する。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙各記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年(2019年)10月1日

(甲) 江別市高砂町6番地

江別市長 三 好 昇 ⑩

(乙) 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道知事 鈴木直道 ⑩

(丙) 札幌市清田区真栄434番地6  
つしま医療福祉グループ

代表 対馬徳昭 ⑩